

条例公布第 10 号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 23 日

宇和島地区広域事務組合  
組合長

岡原文彰

宇和島地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

宇和島地区広域事務組合火災予防条例（平成元年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 （第 29 条の 2 - 第 29 条の 7）</p> <hr/> <p>第 4 章～第 7 章 （略）</p> <p>附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第 29 条 火災に関する警報</p> <hr/> <p>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2) 煙火を消費しないこと。</p> <p>(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大である</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p>第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 （第 29 条の 2 - 第 29 条の 7）</p> <p><u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）</u></p> <p>第 4 章～第 7 章 （略）</p> <p>附則 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</p> <p>第 29 条 火災に関する警報（<u>法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2) 煙火を消費しないこと。</p> <p>(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大である</p>

と認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

と認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

### 第3章の3 林野火災の予防

#### （林野火災に関する注意報）

第29条の8 組合長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、宇和島市、松野町及び鬼北町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 組合長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 組合長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 45 条\_\_\_\_\_において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 45 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為\_\_\_\_\_

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

(屋外催しに係る防火管理)

第 42 条の 3 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに（当該指定催しを開催する日の 14 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第 45 条第 1 項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第 45 条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

<p>(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事</p> <p>(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事</p> <p>(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</p> <p><u>2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。